

松江市告示 第 390 号

次に掲げる国民健康保険資格確認書については、紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるので無効とし、松江市国民健康保険条例施行規則第 13 条の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 14 日

松江市長 上 定 昭 仁



	保険者 番 号	被 保 険 者 記号・番号	無 効 と す る 資 格 確 認 書	資格確認書の 交 付 年 月 日	資格確認書を 無効とする日
1	320010	01-0782581	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 9 月 30 日
2	320010	01-5025069	枝番が 2 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 9 月 30 日
3	320010	01-4004201	枝番が 3 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 10 月 2 日